

令和元年度 第10回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年1月10日(金)					
招集の場所	あさぎり町役場 2F 大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年1月10日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和2年1月10日 午後2時20分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 25名 欠席 1名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	×	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	18番 廣瀬 孝喜 19番 樫木 徹郎					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 高田真之 参事 大岩亜記					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第4号 農地利用集積計画(第1回)の決定について					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは開会いたします。御起立お願いいたします。礼。ただいまから、令和元年度第10回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願い致します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さん改めまして、おめでとうございます。今年も宜しくお願いします。1月4日に、あさぎり町の成人式がありまして、来賓で出席させて頂きました。そういう中で、町長含め来賓の方の祝辞の中に、感謝をして、生活して頂きたいという、成人向けのお願いというか、要望が、意見がありました。それに対して、成人式をされた皆さんから、やはり、今まで育てて貰ったり、いろいろ生活の中で、皆さんにはお世話になったということで、感謝の気持ちを持って、また、今からも過ごして生きたいという、話がありました。私たちも、御存じだと思いますけれども、皆さんの生命・財産を扱う仕事ですので、どうか、誠意なり感謝の気持ちを持って、接して頂ければ良いかなと思いますので、よろしくお祈りします。本日3番委員の中村委員より、欠席の報告がっております。出席委員は26名中、25名です。定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、18番広瀬孝喜委員、19番樫木徹郎委員を指名いたします。以上で、日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは、報告いたします。資料2ページ目、左側をご覧下さい。今回は、4件の合意解約となっております。解約理由につきましては、申請番号1から2番と4番が、農地中間管理事業貸し付けのため。申請番号3番が、第三者貸付けのためとなっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出について、報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告致します。資料は2ページ目右側からご覧下さい。今回、2件の届出が提出されています。関連資料につきましては、資料3ページ、農業生産法人経営概要表に記載しております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 議案第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい。農地法第3条の許可申請1件について、説明いたします。資料は、4ページからになります。申請番号13番ですが、資料4ページから8ページにかけてになります。5ページの申請書のところから、譲渡し人は県外の方、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目・台帳共に畑。面積が合計140㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で、反当たり50万円となっております。場所は、8ページの地図のとおりで、東免田駅から南東に250メートル、国道219号線の交差点北側50メートルの辺りになります。譲受人は、申請地に白菜、野菜などを作られる予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。審議方よろしく願いいたします。以上で説明終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第1班の現地調査がありましたので、申請番号13番の案件について、12番委員の田崎委員より報告をお願いします。

○12番委員（田崎 洋一郎君） はい。12番田崎です。申請番号13の件について、現地調査報告をします。ページは、4ページから8ページ左となっております。場所は、8ページを見ていただくと、国道219号免田築地地区の農機具法人前の信号より、東免田方面に入ってすぐの左側にあります。地図8ページの右側の地図でですね。申請地は○○○番地の宅地の一部となっております。現在は何も作付されておませんが、今後畑として利用されるということで、何ら問題ないと判断しましたので、審議方よろしく願いします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号13番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号13番の案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号13番の案件については、原案のとおり決定しました。

日程第5 議案第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第4条の許可申請について、説明いたします。資料は、9ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号1番ですが、資料9ページから18ページ左側にかけてとなります。今回の申請案件は、平成29年2月に、営農型太陽光発電施設設置の転用許可を受けられた分の更新手続です。10ページ左側の申請書にありますように、申請者は、町内の個人の方で地目は台帳・現況ともに、畑。一時転用の面積は、畑の面積659㎡のうち、0.90㎡の一時転用となります。申請地は、10ページから11ページの地図、ご覧頂きますと、あさぎり町役場から南東に1.6キロメートル、主要地方道多良木相良線から150メートルほど南側にあります。申請地にサカキを作付し、その遮光の対策として太陽光発電設備を設置しているもので、支柱部分のみの一時転用となっております。

す。営農型太陽光発電設備については、平成30年5月15日付けの農林水産省通知により、一定の条件を満たす場合には、更新期間が10年に改正がなされておりますが、今回の更新期間は3年間としております。13ページ以降、事業計画書等を記載しておりますけれども、サカキの生育は順調に行われており、適正に管理をされております。申請地は、農業振興農用区域内の農地ですが、営農型太陽光発電設備の支柱に係る面積の一時転用に該当し、太陽光パネルの下部、下の農地には、サカキを育成することについて、17ページの上の方に、JAくま花卉部会から、定植したサカキについて、順調に生育している旨の報告書を付けております。また、16ページの右側から営農計画書も掲載しております。そのほか、17ページ以降に九州電力への電力販売申込書。九州経済産業局の認定がなされた、太陽光発電協会の通知書等も添付をしております。現地は、南側を百太郎用水路の堤防に接しており、東側宅地と隣接して、周囲の営農に対する支障はなく、許可相当、更新可能と判断をしております。なお、営農型太陽光発電の設置並びに更新の手続は、毎月開催予定の熊本県農業会議の常設審議会に、掛けなければなりませんので、事前に、県南広域本部と手続調整等を行っております。本日の町の審議が通りますと、1月20日開催の県常設審議会に諮問をして、答申決議を頂く予定となっておりますので、申し添えます。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第1班の現地調査がありましたので、申請番号1番の案件について、15番委員の石山委員より報告をお願いします。

○15番委員（石山 孝史郎君） はい。15番の石山です。午前中、現地調査に行きまして、報告します。資料は9ページからになります。現地の方は、10ページの地図を見てもらしまして、県立の南稜高校がありまして、南隣にJAのあさぎり支所があります。あさぎり支所より東側へ、1キロほど行った百太郎溝沿いの、処が、申請地になります。現地の方は、下の草払いとか除草とか、ちゃんと管理してありましたので、適正と判断しました。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号1番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○10番委員（恒松 純生君） 10番恒松ですけども、何ですか。そのサカキの販売価格はどれくらいあつてですか。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 資料のですね、16ページの右側に、営農計画書を掲載しております。16ページの右側の上の方に、営農に必要な農作業の期間というのが、令和1年、4年目。令和2年、5年目。令和3年、6年目っていう表を載せております。で、サカキの成長がですね、4年目までは収穫がないということで、今のところまだ、出荷はされてなくて、今度更新をされて2年目の来年、5年目の夏から収穫をされて、出荷をされる予定になっております。ただ、今恒松委員御指摘のようにですね、平成29年に申請時点で、資料がいろいろ提出されていると思いますので、ちょっと後ほど調べてですね、キロ単価あるいは反あたりの出荷量等について、確認をして後ほど御報告したいと思いますので、よろしいでしょうか。

○10番委員（恒松 純生君） はい。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について、採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。一部賛成です。したがって、申請番号1番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第6 議案第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい。農地法第5条の許可申請について、説明をいたします。資料は、18ページ右側からになります。今回は、3件の審議をお願いいたしますが、申請番号15番につきましては、取り下げとなっておりますので経緯を御報告いたします。申請番号15番に関しまして、資料は18ページ右側と、19ページの左側調査書を載せております。それで、この譲受け予定者である申請者の方から、昨年12月25日付けで、5条申請書及び必要な添付書類等の提出がありまして、書類等が一通り揃ってありましたので、申請書を受理致したところです。そのあと、書類内容のチェックを行う形式要件の審査を行ってありましたところ、資材置場の配置図があるんですが、資材の種類等の明細がなかったり、工事費の明細等が不足していたことから、審議に耐えられないのではないかとということで、申請者の方に補足資料の提出を求めておりましたけれども、期限までの提出が、難しいということで、本日配付しております、追加資料19ページの1としておりますが、申請者から、令和2年1月8日付けで、農地法第5条許可申請取下げ書が提出され、必要な資料書類等を整えてから、再度申請し直すという事となりましたので、御報告を致します。なおこの案件は、面積が3,000㎡を超える転用案件となりますので、県の農業会議の常設審議会にかける案件となります。ですので、事前に熊本県本庁、農地・担い手課と、手続調整等を行って進めなければなりませんので、そのように進めていく事となります。ですので、これらの調整を経て、仮に次回提出がありました場合には、来月若しくは再来月になるかわかりませんが、審議後に、毎月20日に開催の、県の常設審議会にも諮問をして、答申・決議を頂く案件になります。ということで申し添えます。以上が、15番についての説明です。

続いて、申請番号16番について、資料は19ページの右側から、28ページの左側になります。譲渡し人は町内の個人の方、譲受人は県外の法人の方です。転用する土地としましては2筆。で地目は、一筆は畑、もう一筆は田。ですが、現況はともに畑ようになっております。転用面積が合計1,130㎡となっております。移転する契約としては、所有権移転の売買で、全部で203万円です。転用の目的は、売電型太陽光発電設備設置によるものです。20ページ右側の地図をご覧ください。申請地は、くま川鉄道の沿線で、免田駅から南西に500メートル、国道219号線の北約150メートルの辺りになります。申請地は、農用地区域の除外地で、周囲を鉄道や宅地等に囲まれている第2種農地で、売電型太陽光発電設備への転用は可能です。23ページから事業計画書、資金計画書を掲載しております。それから本日配付しました追加資料の、開けて2枚目、24ページの1と記しておりますが、5条許可申請第16号の追加資料として、自己資金の預金残高証明書が、資料に不足をしておりましたので、こちらの預金残高証明書を追加資料として配付しております。続いて、24ページの図をご覧ください。配置図を掲載しております。設備の外側にはフェンスを設置し、外部の侵入を防ぎ事故防止します。給水は不要で、雨水等自然排水は、北東側の溝に自然排水するようになっております。南側は鉄道敷で西側宅地に接しており、周辺農地への影響もないこと。他の代替地も検討しましたが、適切な場所がないこと。申請人が、地球温暖化防止に寄与したいとの事などから、許可相当と判断しました。

次に、申請番号17番ですが、資料は、28ページ右側から、38ページになります。譲渡し人は町外の個人の方、譲受人は県外の法人の方です。転用する土地としましては、2筆で地目・現況はともに畑。転用

面積が、計664㎡となっております。移転する契約としては、所有権移転の売買で全部で190万円です。転用の目的は、売電型太陽光発電設備設置によるもので、隣接する宅地介在山林とあわせて、総事業面積は936㎡となっております。申請地は、昭和59年に5条申請の許可を受け、住宅建設の予定でしたが、未着手のまま現在に至っており、一見すると、ブロックに囲まれた宅地のような状況でありました。が、このような経緯もあり、本日配付しました追加資料の2枚目、38ページの1と38ページの2にありますように、農地転用事業計画変更承認申請書も併せて、提出をなされております。この変更承認申請書に添付する資料は、添付する書類は5条申請書と同じですので、総会資料への掲載は、省略させて頂いております。30ページの地図をご覧ください。申請地は、町立のB&G海洋センターから南東に約500メートル、国道219号線の南120メートルの辺りになります。申請地は、農業振興農用地区域の除外地で、高台の上部にある、他地目に囲まれた第2種農地で、売電型太陽光発電設備設置への転用は、可能です。31ページから事業計画書を掲載しております。設備の周囲には金網フェンスを築造し、電気事故がないようにされます。給水はなく、雨水等自然排水は、地下に自然浸透との計画です。32ページに資金計画書。33ページにかけて、自己資金の預金証明等を掲載をしております。高台の上部に位置し、他地目に囲まれていることから、周辺農地への影響もないこと。ほかの代替地も検討したが、適切な場所がないこと。申請人が、再生可能エネルギーによる発電事業を自己で運営したく、申請地を買い受けて、事業を展開したいとのことなどから、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査第1班の現地調査がありましたので、申請番号16番の案件について、22番委員の福永委員より、申請番号17番の案件について、18番委員の廣瀬委員より、それぞれ報告をお願いします。

○22番委員（福永 高嗣君） 22番福永です。申請16番の、現地調査報告を致します。ページは18ページから28ページとなっております。場所でございますが、旧免田庁舎、今二子団地となっておりますが、その裏側にあたります。そしてくま川鉄道が通って線路があります、すぐ下の圃場でございます。申請地はですね農用地区域外で、転用可能と判断して参りました。御審議方よろしくお願ひします。

○18番委員（廣瀬 孝喜君） 18番廣瀬です。受付番号17号の説明をいたします。午前中に、調査班第1班の方と調査をして来ました。ページは28ページから30ページで、場所は、免田西五本松で、国道219号線沿い。それから、元経済連車両センターの方に上がって、200メートル。斜め前。今、組合プロパンの斜め前の、現状です。売買価格で190万円です。場所は、ちょうどよく管理はされて、今日後片づけをされておりました。何の問題ないと思ひますが、審議方よろしくお願ひします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。申請番号16番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○24番委員（平川 勇君） 24番平川です。25ページの排水計画図、排水の方法と、28ページの、水の排水方向。どちらが本当ですね。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 25ページの、排水計画図のものが、正しいものでして、北東側にある溝に排水されるものです。で、28ページの、これ太陽光パネルの平面展開図だと思うんですけども、恐らく業者さんがですね、これに、「排水方向自然流下」と書いてある矢印を25ページの排水計画図とあわせて、書き込まれる予定だったものが、凡例として残ってしまっているのではないかと思ひれます。ここは、別の、民地になるので。はい。こちらで気づいて消せば良かったんですけども。すいません。ですので、25ページの方が正しくて、28ページの排水方向自然流下と矢印は、削除、消して頂いて構ひません。

○24番委員（平川 勇君） はい。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいでしょうか。はい、ほかにありませんか。

○14番委員（的射場 洋一君） 14番、的射場です。これはですね、余りにも線路沿い過ぎて、ほんとに太陽光関連のかというか、他に遣り様は無かったんでしょうかという、個人的な疑問です。特にですね、あっちこっち太陽光パネルも広がってきてますけれども、なるべく鉄道沿線というのはですね、田園シンフォニーという列車が走ることで、穏やかな景色見せられれば良いんですけれども。ちょっと今回の件は、余りに近過ぎてどうかというところがありました。まあ最近、太陽光パネルの事業展開については、買い取り価格が下がったにもかかわらず、随分と積極的に推進されている事業者が多いので、果たして、これは地主さんに対するメリットを、本当にちゃんと供給されているのかとか、そういうところは、少し疑問を覚えることが多くてですね。ダメではないけれども、ちょっと景観的なものだったり、本当に所有者さんに対する利益が、あるのかとか、そういうところをいろいろ疑問がありまして、特に今回は、今線路沿いぎりぎりのところに施設するというので、もう少し、他に方法はなかったのかなあとも、思う訳です。審議のほうに影響しない話として、聞いて頂ければ良いんですけれども。今後の審議に対して、その土地で良いのかどうかも、ちょっと慎重に考えた上で、まあ口出しはできないと思いながらも、なるべく、地主さんとかそういうところに、一言二言、アドバイスのなものができればいいのかなと思うところです。以上です。

○22番委員（福永 高嗣君） はい。今言われた話は、現地調査員5名で、一応話はしました。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 今、委員御指摘の件に関しては、太陽光施設の設置に関しては、経済産業省が認可というか出す段階で、経済産業省が、前もここで話題になったかと思うんですけれども、認可を出すガイドラインっていうのを示してしまして、それに則って、業者さんの方も設置されていると思いますので。で、恐らくそのガイドラインというか、基準は満たしているべきでない、許可が出ないと思うんですけれども。同じような質疑がですね、先の12月議会でも、町議会の質疑の中で、同様にありまして、その時は、林野関係、原野関係での話だったんですが。やはり、周囲の山林とか農地に対しての、それから住宅に関しての、影響があるんじゃないかっていう事案が結構ある。ということで町に対して、経済産業省のガイドラインに更に上乗せした、町の条例案みたいなので、規制をする考えはないか？というふうな、やりとりがあったところです。一応事前に質問があっていたので、担当課の方でですね、県内それから他県の状況等も調べてあったところなんですけれども、なかなか市町村の条例での、上乗せ条例というのは中々難しいんですけども、委員おっしゃったように、景観条例あたりで、網掛けを行ってですかね。ちょっと上乗せした規制辺りは、不可能ではないっていう風な、やりとりだったように記憶をしております。今回も御指摘のように、くま川鉄道の沿線で、もうすぐ近くっていう事もありますので。今の段階では、許認可に基づいて設置される分については農業委員会としては、手は出せないんですけれども。今後こういう事案があった時にはですね、おっしゃられたように、現所有者さんとかにお声掛けをして、業者さんの方にちょっと話はするよう事は、注意して行きたいという風に、考えております。それからですね、所有者の利益に関することに関しては、ちょっと、全員協議会に切り替えさせて頂いてよろしいでしょうか。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） それでは、全員協議会に切りかえます。

（本会議に戻る）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） それでは、全員協議会を総会に切りかえます。でよろしいでしょうか。はい、ほかに。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号16番の案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、申請番号16番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号17番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号17番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7 議案第4号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第4号、農用地利用集積計画第1回について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは利用権設定に係る分について説明いたします。資料は40ページからご覧下さい。申請番号1番から36番は、期間満了に伴う、賃貸借権の再設定です。申請番号37番から48番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号49番は、新規の使用貸借権の設定です。申請番号50番から52番は、期間満了に伴う転貸による賃貸借権の再設定です。申請番号53番から54番は、新規の転貸による、賃貸借権の設定です。

続きまして、資料42ページ左側をご覧下さい。申請番号55番から59番は、新規の農地中間管理事業による賃貸借設定です。続きまして、所有権移転にかかる分について説明いたします。資料は42ページ右側からご覧下さい。今回の申請は4件で、申請番号1番から2番につきましては、相手方の要望により、熊本県農業公社が借り入れするものです。申請番号3番から4番につきましては、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてですが、申請番号1番の買入価格は、10アール当たり80万円としておりましたが、失礼しました、こちらは70万円に訂正方お願いいたします。3筆とも70万円をお願いいたします。申請番号2番の買入価格につきましては、10アール当たり55万円です。申請番号3番の買入れ価格は、1段目の土地が10アール当たり61万5,000円。2段目の土地が、10アール当たり71万7,500円。申請番号4番の買入れ価格は、10アール当たり14万8,265円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

続いて43ページから47ページにかけましては、申請地位置図・利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請地位置図につきましては、43番から44番の農地のみを掲載しております。以上で説明終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第4号、農用地利用集積計画（第1回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農用地利用集積計画（第1回）についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） ご起立願います。礼。

閉会 午後2時20分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 18番 廣瀬 孝喜

あさぎり町農業委員会 署名委員 19番 樫木 徹郎

